豊岡市校(園)区外就学許可基準

理　　由	許　可　基　準	許 可 期 限	**添 付 書 類**
１．地理的理由	①住居（住民登録地）から指定された学校への通学が地理的条件により著しく困難または危険であり、指定校の変更によって緩和できる場合	卒業時まで	**必要に応じて求める**
２．身体的理由	①身体的理由により、近隣校または通院先に近い学校に就学させたい場合	事由解消まで	**医師の診断書等**
	②特別支援学級への入級が必要な児童生徒で、指定校に該当する特別支援学級が設置されていない場合	当該学級に在籍する期間	**教育支援委員会の意見による**
３．教育的配慮による理由	①いじめ・不登校等の問題があり、即時にその問題の解決が望まれないため、他の学校に転校する場合	学年末まで (年度ごとに申請)	**現在籍校の校長の意見書**
	②児童・生徒の性格等により、転居に伴い転校させることが本人に著しく負担になる場合		
４．家庭に関わる理由	①保護者の就労により留守家庭となるため、児童を祖父母等へ預けるため、預かり先の住所地の指定校に就学する場合	事由解消まで (年度ごとに申請)	**在職証明書および預かり承諾書（様式あり）**
	②保護者の病気等の理由により、指定校区以外の区域の家庭等に保護されている場合		
	③自営業で、生活の大半が営業所所在地となり、児童の放課後等の配慮を要するとき、営業地の指定校に就学する場合	事由解消まで (年度ごとに申請)	**営業所在地を証明するもの**
５．住居に関わる理由	①新築や公営、私営住宅へ転居することが確実であるため、転居予定先の指定校へ就学させたい場合	事由解消まで (最長６ヶ月)	**建築確認書､売買契約書、入居契約書等で転居予定がわかるものの写し**
	②転居したが引き続き在籍していた学校へ就学させたい場合	学年末まで (小学校 5.6 年、中学校 2.3 年の場合は卒業時まで)	
	③家庭事情等により住民票と居住地が異なる場合	事由解消まで (年度ごとに申請)	**居住を確認できるもの**
６．小規模特認校への就学	①制度の趣旨と小規模特認校の教育活動を理解したうえで就学を希望する場合 ※中学校入学の際には、居住地の校区指定校又は小規模特認校の校区指定校のいずれかを選択（申請要）	卒業時まで	**小規模特認校入学等確認票**
７．その他の理由	①１～５の理由で許可された者の兄弟姉妹で、同一学校への就学を希望する場合	事由解消まで (年度ごとに申請)	
	②申請がやむを得ない事由と教育委員会が認めたもの	事由解消まで (年度ごとに申請)	**必要に応じて求める**
	③豊岡小学校の分散進学解消に係るもの ※詳細は別に定める	卒業時まで	

市立幼稚園の園区外就園許可は、上記許可基準を園児用に読み替え、適用する。

【令和６年 10 月一部改正】